主

原判決を破棄する。

原判示第二の横領並びに物価統制令違反の罪について被告人を懲役壱年に処する。

同第一の物価統制令違反の罪について被告人を免訴する。

原審における訴訟費用中証人aに支給した分を除くその余は全部被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、本判決書末尾添附弁護人押谷富三、同中本照規連名及び同高 坂安太郎各作成の控訴趣意書と題する書面記載のとおりである。

弁護人押谷冨三、同中本照規の控訴趣意及び弁護人高坂安太郎の控訴趣意第一点 について。

所論の原判示第二の事実は原判決の挙示する証拠によつてこれを認定するに十分 である。弁護人等は、被告人が組合長たるb組合の組合員c株式会社に対する昭和 二十五年第一四半期の内需綿織物生産用割当綿糸として、d株式会社e支店を荷送 人としてf株式会社g工場を出荷場所としてb組合あてに本件の綿糸を送荷して来 被告人はその前にhと賃織の約定をしていたので、右の綿糸は同人から送つ て来た特紡糸(即ち紡績業者が綿糸布業者から供給せられた国産棉又は再生綿を加 工した統制外の糸)であると思い、当時糸高製品安の状態であつたので右の綿糸を 閣売りして綿布を買入れる意思でブローカー i に対し右の綿糸を売却したものであ つて、横領の犯意はなかつた旨主張するが、前掲の証拠によれば原判決が詳細に説 明しておるとおり、被告人は本件の綿糸に添附してあつた送状に「荷受人り組合、荷送人は株式会社e支店、出荷場所f株式会社g工場、割当大阪通産局二五年一回YO四七一一九号、品名綿糸、銘柄金魚、番手内需「特」二〇番手、内容一〇五八 四〇個、総内容量一〇梱」等と記載してあつたのと、従来からの業者各別リンク制 による配給割当並びに受配手続の実際から考えて、右の綿糸は被告人に対する割当 分ではなく他の組合員たるc株式会社宛に送荷して来たものであることを認識しな がら、この綿糸をいわゆる闇に流して自己の金融に供しようと企て、右の c 株式会社のため保管中の右綿糸を判示の日勝手に i に対し金百三十四万円に売却し、うち七十万円は目分の情婦に交付し、六十四万円は自己の債務の支払や遊興飲食、医療費、競輪等自己の用途に費消したことを認め得られる。然らば被告人に横領の犯意 のあつたことは明白である。所論の h との約定というのも、同証人の供述によれば 単なる下ばなしの程度を出ないものであることが明らかであるから何らの手続なし に所定の配給機関からり組合あての内需用割当綿糸が突然送荷せられて来たと信じ たと言うが如き被告人の弁解は措信し難い。弁護人等は原判決が証拠に援用した被告人の検察事務官に対する第一、二回各供述調書はいずれも任意性のないものであ ると主張するけれども、原審証人j、同k、同lの各供述によれば、右の供述が任意性を欠くとは認められないからこれを証拠に採用しても原判決の事実認定に誤を来す虞はない。その他記録を精査し所論に考えても原審の事実認定に誤はないか 論旨はいずれも理由がない。

弁護人高坂安太郎の控訴趣意第二点について。

弁護人は被告人の検察事務官に対する供述調書は、当時被疑者たる被告人に対し単に読み聞けながら作成したのみで最後に閲覧又は読聞けをしていないから刑事訴訟法第百九十八条第四項に違反し証拠能力がないと主張するについて案ずるに表表記書の読聞けの方法として、被疑者の供述を録取し終つてからこれを被疑録録するに従つて順次これを読み聞かせることもまた調書読聞けの方法として適法をするに従つて順次これを読み聞かせることもまた調書読聞けの方法として適法たるを失わない。原審第十回公判調書中、原審証人 j 、同 k の各供述記載によれば、被告人の供述を録取した検察事務官 j は被告人に対し「読み聞けながら調書を作成して各様です時念をおして本人も承知の上で捺印した」のであるから、被告人の供述を録取するに従つてこれを供述者に読み聞かせ誤がないことを確めた上で被告と認められる。然らば調書録取の方法として少しも違法でない。

次に弁護人は被告人の検察事務官に対する昭和二十五年八月二十五日附第二回供述調書に黙秘権の告知をしていないのは刑事訴訟法第百九十八条第二項に違反すると主張するので、記録を調査すると、被告人の同事務官に対する同年七月十九日附第一回供述調書には、被疑者に対しあらかじめ供述を拒むことができる旨を告げたことが記載されておるのに右第二回供述調書にはその旨の記載がないこと所論のと

おりであるが、右第二回供述調書においては同一事項に関する訂正並びに補充申立 を録取してむることが明らかであるから、右第二回供述調書が第一回供述調書作成 の日から三十数日を経過した起訴後において作成せられていても、重ねて刑事訴訟 法第百九十八条第二項にいわゆる黙秘権の告知をする必要はない。

また、前記の被告人の検察事務官に対する第一回供述調書を観ると、その作成者たる検察事務官」の署名があつて押印がないから刑事訴訟規則第五十八条の規規定がなくまたもとより右違反の故を以て法律上当然無効とする旨の規定がない官調書の有効なりや無効なりやは一に該調書が真実当該書類作成名義者たる調書の作成せられたかどうかによつて判定するほかはない。従つて、作成者の調書の作成であるときは、作成者の押台を対いでおつて作成せられたことが明らかであるときは、作成者の押台を対いでおって作成せられたことが明らかであるときは、作成者の押台を対いでおっても有効な書類と解するを妨げない。所論の第一回供述調書の作成者」によって真正に作成に調書を対に同調書の契印とを対照すれば右の第一回供述調書の作成者」によって真正に作成に表述の契印とを対照すれば右の第一回供述調書が検察事務官」によって真正に作成に表述であることを認めるに十分であるから、従って証拠能力を欠くものではない。論旨はいずれも理由がない。

〈要旨〉弁護人高坂安太郎の控訴趣意第三点について。〈/要旨〉

刑事訴訟法第三百十七条に「事実の認定は証拠による」とあるのは、罪となるべき事実の認定は適法な証拠調を経た証拠によらなければならないという趣旨であつて、犯罪の情状の規定については、何らかの資料を必要とはするが、必ずしも厳格な証拠調を経たものでなければならないものでもなく、またこれを認めた根拠を判

文上に明示する必要もない。所論の点について原判決は「本件全記録並びに被告人の当公廷での供述及びその供述態度」「証人nの供述調書」等を掲げてその根拠を示しておるのは、原判決が被告人の性格や本件の犯情に関する見解並びにその理由を示した点においてむしろ鄭重であると称すべきであつて、訴訟手続上違法の点はない。

次に職権を以て調査すると、本件公訴事実中、原判示第一に該当する部分について、被告人は昭和二十七年政令第一一七号大赦令第一条第八十七号により赦免せられたから、右の罪について被告人を免訴し、刑法第五十二条によつて本件の併合罪中大赦を受けない罪について刑を定めなければならない。

中大赦を受けない罪について刑を定めなければならない。 よつて、刑量不当の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三百九十七条、第 三百八十三条第二号に従つて原判決を破棄し、同法第四百条但し書によつて更に判 決する。

(裁判長判事 瀬谷信義 判事 山崎薫 判事 西尾貢一)